

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札を電子調達システム（G E P S）で行う対象案件です。

令和 1 年 1 2 月 1 6 日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局

東京国道事務所長 井上 圭介

1 調 達 内 容

(1) 業 務 件 名

東京国道事務所庁舎外安全管理業務

（電子調達システム対象案件）

(2) 調 達 案 件 の 仕 様 等

本業務の概要は、以下のとおりとする。

(3) 履行期間等

契約締結の翌日から令和6年3月31日まで
で（準備期間・撤去期間を含む）

履行期間は令和2年3月1日0時00分から
令和6年2月29日24時00分まで

ただし、発注者の都合により期間の短縮も
有り得る。

(4) 履行場所

① 品川出張所

品川区八潮 1-1-3

② 亀有出張所

葛飾区新宿 4-21-1

③ 代々木出張所

渋谷区代々木 4-30-8

④ 万世橋出張所

千代田区外神田 1-1-14

⑤ 新宿御苑トンネル換気所

新宿区内藤町地内

⑥ 京 浜 島 トンネル換 気 所

大 田 区 京 浜 島 2-22-1

⑦ 東 京 港 トンネル電 気 室

主 電 気 室 江 東 区 青 海 1 丁 目 地 先

副 電 気 室 品 川 区 八 潮 2 丁 目 地 先

(5) 入 札 方 法

入 札 金 額 は、当 該 業 務 に 要 す る 費 用 の 1 箇 月 あ た り の 金 額 (月 額) を 入 札 書 に 記 載 す る こ と。(警 備 用 機 器 の 設 置 ・ 撤 去 に 要 す る 費 用 に つ い て も 含 む。)

落 札 決 定 に 当 た っ て は、入 札 書 に 記 載 さ れ た 金 額 に 当 該 金 額 の 1 0 0 分 の 1 0 に 相 当 す る 額 を 加 算 し た 金 額 (当 該 金 額 に 1 円 未 満 の 端 数 が あ る と き は、そ の 端 数 金 額 を 切 り 捨 て た 金 額 と す る。) を も っ て 落 札 価 格 と す る の で、入 札 者 は 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 に 係 る 課 税 事 業 者 で あ る か 免 税 事 業 者 で あ る か を 問 わ ず、見 積 も っ た 契 約 希 望 金 額 の 1 1 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 金 額 を 入 札 書 に 記 載 す る こ と。

原 則 と し て、当 該 入 札 の 執 行 に お い て 入 札

執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約（以下「不落随契」という。）に移行する場合がある。その場合は以下のとおりとする。

- 1) 不落随契に伴う見積依頼は、2回目の入札を行った者に対して行うものとする。
- 2) 見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと。
- 3) 見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること。

なお、紙入札方式による入札者は、開札場より退出すること。

- 4) 何ら意思表示のない者は、見積書提出意思のない者とみなす。

(6) 電子調達システム（G E P S）の利用

- 1) 電子調達システムによる入札参加を希望する場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

- 2) 電子調達システムによりがたい場合は、証明書等とともに紙入札方式参加願を提出すること。

2 競争参加資格

(1) 入札者参加者に要求される資格

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ② 令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

また、警備業法第4条の認定を都道府県公安委員会から受けている者で、かつ、警備業法第40条に規定する機械警備業務の届

出書を警備対象箇所に所在する公安委員会へ提出している者であること。ただし、業務提携等を行っている者に本業務の一部を行わせる場合の警備業法第40条に規定する届出は、業務範囲毎とすることができる。

③ 上記②のただし書きにより、証明書等を提出した場合、業務提携等を行っている他の者は、証明書等を提出することはできない。

④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

⑤ 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、

国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑦ 本業務に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。

⑧ 分任支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

⑨ 本店、支店及び営業所の所在地のいずれかが東京23区内にあること。

⑩ 平成27年4月1日以降に完了した業務で、以下における「同種業務」の防犯システム等の設置を2件以上受注実績（再委託による実績は含まない）があること（令和1年度完了予定を含む）。

同種業務とは、国・地方自治団体が指定した警備履行場所に機器を設置し、庁舎を常時監視し、火災・不審者の侵入・盗難等の被害を未然に防止するために監視する業務

で、異常事態発生時に速やかに警備員を派遣して被害拡大の防止に努め、適切な処置を行う業務。

2) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

3 証明書等及び入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL、証明書等・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

政府電子調達システム(GEPS)

<https://www.geps.go.jp/>

〒102-8340

東京都千代田区九段南1-2-1

関東地方整備局東京国道事務所 経理課契約係

電話 03-3512-9091

(2) 紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記(1)の問い合わせ先に同じ

(3) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

1) 入札説明書を電子調達システムにより交付する。交付期間は令和1年12月16日から令和2年1月24日までとする。

2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（CD-R等、USBは不可）を上記(1)に持参又は郵送することにより電子データを交付する。持参による場合は、上記(1)に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、上記(1)に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先がわかるものを同封すること。受付期間は令和1年12月16日から令和2年1月23日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、9時15分から18時00分まで（最終日は16時ま

で)とする。

- (4) 電子調達システムによる証明書等の提出期限、
紙入札による証明書等の提出期限

令和2年1月9日 13時00分

- (5) 電子調達システムによる入札書の提出期限、
紙入札による入札書の提出期限

令和2年1月23日 16時00分

- (6) 開札の日時及び場所

令和2年1月24日 10時00分

関東地方整備局東京国道事務所 入札室

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除。

- (3) 入札者に要求される事項

- 1) 電子調達システムにより参加を希望する者は、証明書等を上記3(4)の提出期限までに、
上記3(1)に示すURLに提出しなければならない。

2) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を3(4)の提出期限までに、3(2)に示す場所に持参又は書留郵便等(書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。)により提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札、証明書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。(入札説明書、関東地方整備局競争契約入札心得、関東地方整備局随意契約見積心得、一般競争入札(電子調達システム)に際しての注意事項参照)

(5) 契約書の作成の要否

要。

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無

無。

(8) 詳細は入札説明書による。